

## 1 産業廃棄物の受入管理

### (1) 事前の確認

排出事業者から産業廃棄物の処分依頼があった場合は、あらかじめ、当該産業廃棄物の情報（種類、量、発生工程、性状、荷姿、石綿含有産業廃棄物の有無等）を入手し、必要に応じて有害物質等の分析データ等も確認した上で、受入可否を検討する。

### (2) 委託契約の締結

(1)の事前の確認において、受入に支障がないことを確認してから、委託契約を締結する。

### (3) 受付作業

#### ア 受付時の確認

管理棟において受付をする際には、目視により運搬車両に積まれた産業廃棄物の確認を行う。

事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合は、受入を拒否する。

#### イ 計量

アの確認が終了した運搬車両について、トラックスケールで搬入量の計量を行い、廃棄物の種類ごとに埋立量を確認、記録する。

#### ウ 展開検査

搬入された産業廃棄物を展開検査場所に降ろし、重機等を用いて薄く敷き広げた後、目視により安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入等の有無、事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容との相違等について確認する（これらの作業は運搬車両ごとに行う。）。

安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者に戻却する。また、当該産業廃棄物の写真撮影を行うとともに、展開検査結果を別紙「展開検査記録票」に記録して保管する。

#### エ 抜取検査

必要に応じて、搬入された産業廃棄物の抜き取り検査を行い、性状を分析する。

分析の結果、受入が不可能な物質等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者に戻却する。

#### オ 運搬車両の洗車

搬入を終えた運搬車両は、洗車設備を用いて洗浄し、最終処分場外への廃棄物の飛散を防止する。

## 2 埋立作業管理

### (1) 埋立作業

#### ア 運搬車両からのダンピング（荷卸し）

産業廃棄物のダンピングは指定した埋立エリアで行う（石綿含有産業廃棄物を埋め立てる場合は、特定の埋立エリアを指定する。）。

#### イ 敷き均し、転圧作業

ダンピングした産業廃棄物は、ブルドーザにより埋立エリアに敷き均し、転圧を行う（必要に応じ、破碎・混合作業も実施）。

ただし、石綿含有産業廃棄物を埋め立てる際は、敷き均し・転圧作業は行わず、ダンピング後その

表面に速やかに覆土する。

(2) 埋立時の覆土

一日の作業終了時には覆土（約 20cm）を行う。

ただし、飛散する恐れのある廃棄物を受け入れた場合などは、必要に応じて適宜覆土を行うこととする。

(3) その他環境保全対策等

埋立作業の実施時に、粉じんの発生や廃棄物の飛散が生じる恐れがある場合は、散水を行うなどして支障の発生防止に努める。

また、強風時には埋立作業を行わないこととする。

### 3 施設の整備・点検計画

施設の機能維持に影響を与える異状を早期に発見するため、各設備の整備・点検計画を次のとおり定める。

(1) 点検の種類

当該最終処分場においては、次の点検を実施する。

ア 日常点検

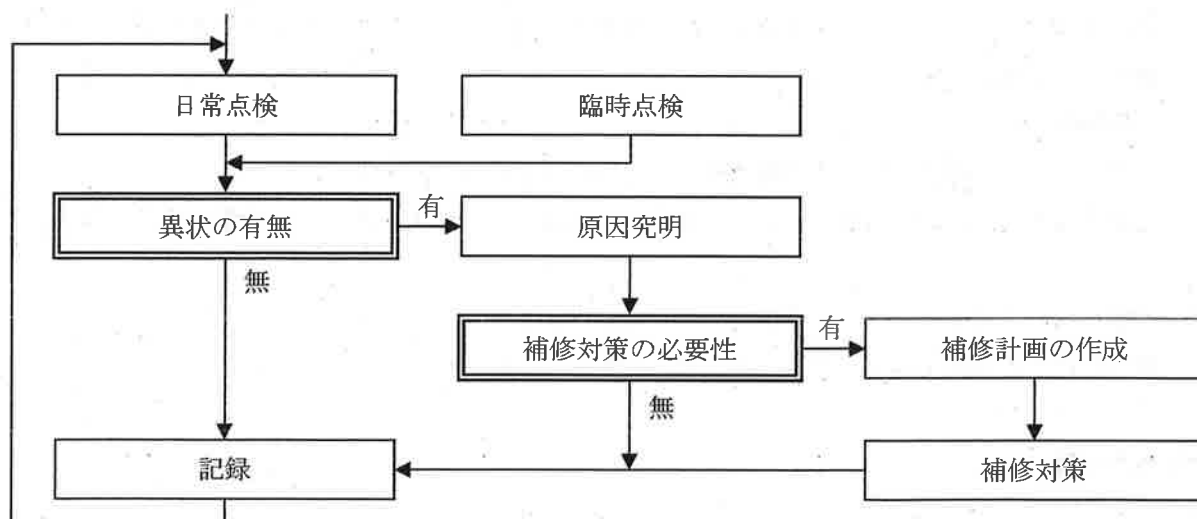
周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異状の早期発見を目的として実施する点検。

イ 臨時点検

大雨、地震時などの異常時に随時実施する点検。

(2) 点検管理フロー

各設備の点検は、下記フローに基づき実施する。



(3) 点検内容等

各設備の点検項目、点検頻度及び点検方法は次のとおりとする。

ただし、大雨・地震時などの異常時は、これらの点検項目のうち点検が必要と認められる項目について、随時点検を実施する。

表1 各設備の点検内容等

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
貯留構造物 (土えん堤)	堤体への廃棄物・土砂の堆積	1回/週	目視
	堤体からの漏水		
	堤体の亀裂		
	堤体の膨潤	1回/月	目視 (測定)
	堤体の沈下		目視
	小段の侵食・崩壊	1回/週	沈下計 (測量)
	法面の侵食・洗掘		
	法面のほらみだし		
	法面の崩壊・崩落	1回/月	目視 (測定)
	基礎地盤の沈下		
地山の滑落・崩壊	1回/週	目視	
立札	汚れ・損壊	1回/月	目視
	記載内容		
囲い	破損・損壊	1回/月	目視
	範囲明示杭等の状況		
浸透水の 採取設備	管のひび割れ、穿孔 (露出部)	1回/月	目視
	管へのスケール付着		目視 (カメラ)
	被覆材の流出 (露出部)		目視
その他の設備	支障の有無	1回/月	目視

(4) 異状発見時の対応

(3)の点検により異状が発見された際は、原因究明調査を行う。

調査の結果、補修が必要と認められる場合は、補修計画を作成の上、設備の補修・整備を行う。

なお、補修が設備の変更を伴うものとなる場合は、事前に法的手続きの有無等について北海道胆振総合振興局と相談する。

(5) 点検結果等の記録

点検結果・補修整備事項などの記録を取り、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

(6) 施設の整備

ア 浸透水の採取設備・地下水採取設備

3年に1回を目途に洗浄を行うこととする。

(洗浄は、浸透水・地下水の水質検査の終了後に実施する。)

イ 計量設備 (トラックスケール)

年に2回、計量法に基づく定期検査を受検する。

#### 4 モニタリング

施設の機能、周辺の環境に与える影響及び廃止基準の達成状況などを把握するため、次のとおりモニタリングを行う。

##### (1) モニタリング内容等

当該最終処分場におけるモニタリング対象、項目、頻度等は次のとおりとする。

##### ア 埋立開始前

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	埋立開始前 1回	
	電気伝導率			
	ダイキソ類			

##### イ 埋立開始から廃止まで

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	1回/年	
	電気伝導率		1回/月	
	ダイキソ類		1回/年	当初2年のみ
浸透水	地下水等検査項目	浸透水の採取設備 (採取マンホール)	1回/年	
	BOD		1回/月	※1
悪臭	硫化水素臭	埋立エリア	随時	
残余容量	残余の埋立容量	埋立地	1回/年	※2

##### ウ その他廃止基準関係 (埋立終了後)

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
埋立ガス	発生量	浸透水の採取設備 (堅型ガス抜き管)	1回/3月	※3
	メタン濃度			
	二酸化炭素濃度			
	硫化水素濃度			
埋立地 温度	埋立地内温度	浸透水の採取設備 (堅型管)	1回/3月	※4
	埋立地外温度	地下水採取設備 (下流)	1回/3月	

※1 埋立終了後の検査頻度は「1回/3月」とする。

※2 埋立地の残余の埋立容量について、原則として測量により確認する。なお、当該検査は、埋立終了後は実施しない。

※3 埋立終了後の最初の検査でガスの発生が確認されない場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみとする。

※4 埋立終了後の最初の検査で埋立地内と埋立地外の温度の差が20℃未満である場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみとする。

## (2) 異状時に講じる措置

### ア 埋立開始前

地下水水質検査で異状（地下水等検査項目の検出など）が確認された場合は、原因究明調査を行う。

また、異状が確認された項目については、(1)イにおける検査頻度を1回/3月とし、一定期間継続監視する。

### イ 埋立開始から廃止まで

#### (7) 地下水

地下水水質検査で異状（水質の悪化など）が確認された場合は、その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかである場合を除き、原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道胆振総合振興局に報告する。

原因調査の結果、その原因が当該最終処分場にあることが判明した場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、北海道胆振総合振興局と協議の上、適切な対策を講じるものとする。

#### (4) 浸透水

##### a 基準超過時

浸透水水質検査で特異な異状（地下水等検査項目及びBODの基準超過）が確認された場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道胆振総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

##### b 水質悪化時（基準超過は見られないが、地下水等検査項目を検出した場合など）

浸透水水質検査で異状（過去に検出していない項目の検出など）が確認された場合は、その原因の調査を行い、適切な対策を講じるものとする。

#### (ウ) 悪臭

埋立時に硫化水素臭が確認された場合は、ただちに臭いが確認された埋立エリア周辺を立入禁止とし、適切な防護策を講じた上で埋立ガスの硫化水素濃度を測定するとともに、原因の調査を行う。

また、測定した硫化水素濃度及び原因調査方針について、速やかに北海道胆振総合振興局に報告し、対応を協議した上で、適切な対策を講じるものとする。

## 5 情報管理

### (1) 維持管理に関する記録の作成及び閲覧

廃棄物の埋立量、施設の点検結果及びモニタリング結果等については、記録を作成し、その一部については、次のとおり閲覧に供する。

なお、作成した記録は当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

#### ア 閲覧場所

株式会社アールアンドイー 本社事務所

#### イ 閲覧時間

9時から17時まで（日曜日及び祝祭日を除く。）

#### ウ 閲覧期間

当該記録を閲覧場所に備え置いた日から3年間

エ 閲覧に供する記録及び備え置く期日

表2のとおりとする。

表2 閲覧に供する記録及び備え置く期日

	閲覧に供する記録	備え置く期日
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
2	擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
3	残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
4	展開検査の各月ごとの実施回数	翌月の末日
	安定型最終処分場以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日
5	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	当該水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	
	水質検査の結果の得られた年月日	
6	水質検査の結果	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
	地下水又は浸透水の水質悪化等が認められた場合に、必要な措置を講じた年月日	
	上記措置の内容	

(2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記(1)の閲覧に供する記録及び当該最終処分場の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

ア 公表するホームページのアドレス

<http://www.rande.co.jp/> (変更する場合があります。)

イ 公表期間

(ア) 維持管理の状況に関する情報

表2に定める備え置く期日から起算して3年を経過するまでの間

(イ) 維持管理に関する計画

許可後から当該最終処分場の廃止までの間

## 6 埋立処分終了後の維持管理

### (1) 埋立処分終了後の維持管理費用

埋立処分終了後廃止までの間の維持管理費用に充てるため埋立期間中に法に基づき適正に維持管理積立金を積み立て、埋立終了後には、積み立てた額の中から当該年度の維持管理に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行う。

### (2) 埋立終了時の措置

- ア 廃棄物の埋立終了時は、埋立地の開口部を 50cm 以上の土砂で最終覆土する。  
また、覆土面は張芝及び低木の植樹により植生工を施す。
- イ 発生ガス及び埋立地内外の温度を確認し、モニタリングの要否を確認する。

### (3) 廃止までの維持管理

埋立終了後には、3の施設の整備・点検計画の表2に次の項目を追加する。

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
覆い	損壊の有無	1回/月	目視